

第5節 利用者負担額の決定

利用者負担については、負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務者からの負担を求めることとしている（身障法第17条の4第2項第2号及び第17条の10第2項第2号、知障法第15条の5第2項第2号及び第15条の11第2項第2号、児福法第21条の10第2項第2号）。

なお、利用者負担額の具体的な決定については、平成15年度の予算編成過程において行われるものであるが、利用者負担額の決定事務については、現行の施設における費用徴収の取扱いを基本とし、施設訓練等支援及び居宅生活支援について整合性を持った取扱いとすることで検討している。

I 負担能力の判定基準

1 施設訓練等支援費の利用者本人分の取扱いについて

原則として、利用者本人の前年の対象収入の申告に基づき、挙証資料等で確認の上、階層を決定する。

・ 対象収入額について

原則として、前年の（1）収入として認定するもの（（2）収入として認定しないものに該当するものは除く。）から（3）必要経費を控除した額とする。

（1）収入として認定するもの

- ア 年金、恩給等の収入
- イ 授産工賃収入
- ウ 財産収入
- エ 利子、配当収入
- オ その他の収入

（2）収入として認定しないもの

- ア 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- イ 地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金
- ウ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- エ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- オ 児童手当法により支給される児童手当等法令により利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される特別障害者手当等身体障害者更生援護施設に入所することにより支給されない

こととなる金銭

- キ 身体障害者福祉法により支給される更生訓練費
- ク その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

(3) 必要経費

- ア 所得税等の租税
- イ 社会保険料又はこれに準ずるもの
- ウ 日用品費又は日常生活費
- エ 更生訓練のための経費等
- オ 医療費の自己負担分
- カ 知的障害者通勤寮における必要経費
- キ その他の必要経費

2 施設訓練等支援費の扶養義務者分、居宅生活支援費の利用者本人分及び扶養義務者分の取扱いについて

原則として、利用者本人又は主たる扶養義務者の前年の税額の申告に基づき、挙証資料等で確認の上、階層を決定する。

II 負担能力認定の手続き

- 1 施設訓練等支援費の利用者本人分及び扶養義務者分の利用者負担額の決定は、原則として毎年度7月に行うこととする。

なお、利用者本人の前年分の対象収入額又は主たる扶養義務者の前年分の税額が不明である時期に利用者負担額を決定する必要がある場合は、前々年分の対象収入額又は前々年分の課税状況により階層を決定することとし、翌年7月に前年分の対象収入等で見直すこととする。

- 2 居宅生活支援費の利用者本人分及び扶養義務者分の利用者負担額の決定は、原則として支給決定時の課税状況により決定することとし、支給期間中の7月に見直しは行わないこととする。

なお、年度の途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い等についても、現在検討している。